

千葉県告示第 213 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和3年3月30日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
A I A I PLUS 今井  千葉県千葉市中央区 今井1丁目17番4号	株式会社 global child care  東京都墨田区錦糸一丁目 2番1号  代表取締役 貞松 成	令和3年 4月1日	1250100979	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援